

障害年金「家族の心得」シリーズ⑮ 最終回 失業保険と障害年金の同時受給は可能です



障害年金と失業保険との併給調整の規定がないことから同時受給は可能です。

失業保険（基本手当）は、雇用保険法第 4 条にあるように「働く意思と能力のある」方に支給されます。障害年金受給者でも障害が悪化し「働く意思と能力」がなくなる限り、失業保険を受給しながら求職活動をする権利をお持ちだからです。併給できないケースは、60 歳から 65 歳まで支給される特別支給の老齢厚生年金と特別支給の退職共済年金です。（相談事例から厚労省年金局/年金事務所確認）

☀☀☀ 障害年金受給 「家族の心得」のまとめ ☀☀☀

「家族による家族相談（電話相談会員以外の相談者が約 8 割）」では、話の最後に相談員から必ず「年金（手帳）はどうされていますか？」と尋ねるようにしています。障害年金（障害者手帳）に繋がっていない相談者は、面会相談で申請の情報を提供して以下の様な内容を一緒に取り組んでいきます。

1. 相談者には、「諦めないこと」「やるだけのことはやること」「勇気/努力」の後押しをします。

① 初診日と病名を調べます。（受診歴を時系列で整理する）

② 年金事務所(年金機構)で保険料の納付記録を貰いに行きます。



③ 役所の保険年金課又は年金事務所（年金機構）で診断書等、申請書類を受け取ります。

④ 家族しか分らない「日常生活能力の判定（7 項目）と程度（5 段階評価）」の実態を記録します。

※名家連作成の記録用紙（名家連ニュース 592 号送信時に添付）を活用して一緒に作成しています。

⑤ PSW または主治医に提出し、診断書に反映されるよう依頼します。許可があれば同行しています。

2. 初診日証明（受診状況等証明書）や保険料納付等の受給要件がクリアできない場合は

① 20 歳前の他科を含めた受診歴を調べます。（他科受診であっても因果関係を客観的に成立させる）

② カルテがない場合は、第 3 者証明申立の協力者を探し出し、一緒をお願いに伺います。

③ 社会的治癒が証明できる客観的事実（生活実態/上司・同僚の証言/勤務実態等々）を把握します。

3. 困難ケースの場合は、社会保険労務士と面談し、相談者と一緒に必要な努力を注いでいきます。

① 上記 2 の②③の場合、協力者を探し出すまでに多大な時間と労力、困難さが伴います。相談者と一緒に関係者/関係個所を訪問して、必要な証言/書面を揃え、その先は社会保険労務士に委ねています。

② また、相談者が高齢で申請手続きが困難な場合、PSW が不在のクリニック/年金医師が非協力的な場合/不服審査請求や再審査請求の相談者の場合も社会保険労務士に依頼しています。

4. 私たちが、始めから支援者（PSW・主治医・社会保険労務士等）に頼らず「家族による家族相談」で対応している最大の理由は、以下の通りです。

① 家族同士でなければ伝えられない/分かり合えないことが多々あるからです。



② 相談者は、障害年金問題の他に、生活上の様々な困りごとと一緒に抱え込んでいるからです。

③ 多くの相談者は、病気や障害の対応に苦慮し、不安と孤立感に苛まれています。年金相談の過程で「癒し合い」「支え合い」「学び合う」…同じ仲間（家族会）に繋げることを大切にしているからです。

④ 相談者と共に学び、無年金の家族/当事者を一人でも多く救出したいからです。（手帳も同様）

次ページに続きます

電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842-8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)

5月1日(水)～7日(火)は憲法週間です。「基本的人権」について考えましょう。

2019 憲法週間記念行事

5/18 土
2部制(入れ替え制)

ちよつと
素敵な
映画会

(10:00開場)
第1部 10:30～12:36
映画「北の桜守」



北海道を舞台に、第二次世界大戦末期から高度経済成長期という激動の時代を必死に生き抜いた母と子の絆を描いた作品。平和の大切さと、生きることの尊さについて考えてみませんか。

出演 / 吉永小百合、堺雅人 他
※日本語字幕あり、
日本語音声ガイド付き

©2018「北の桜守」製作委員会

(14:00開場)
第2部 14:30～16:35
映画「終わった人」



「定年」にスポットを当て、新たな生きがいと向き合い、第二の人生と向き合っていく高齢者の実態とリアルな夫婦・家族の在り方が描かれた作品。高齢者を取り巻く環境について人権の視点から考えてみませんか。

出演 / 館ひろし、黒木瞳 他
※日本語字幕あり

©2018「終わった人」製作委員会

5/19 日
(13:45開場)
14:30～16:45

講演と
映画の会



講演 14:30～16:00
家族と乗り越えた
発達障害

講師 小島 慶子さん
(エッセイスト・タレント・
東京大学大学院
情報学環客員研究員)

※手話通訳・要約筆記あり

人権啓発映画 16:15～16:45
「認知症と向き合う」



認知症の人とその周囲の人も、よりよく生きていけるように、認知症をめぐる様々な問題を、認知症の人の視点に立ってその理解を深めることを目的とした作品。

※日本語字幕あり

来場者の状況等により開場時刻を早める場合があります。あらかじめご了承ください。
ご参加にあたり、配慮が必要な場合は、事前にお申し出くださいますようお願いいたします。

費用 無料 定員 各回 750人
(申込不要・当日先着順)
満員の場合は入場をお断りします。

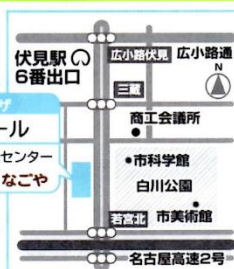
託児 要予約。対象は生後6カ月から未就学児。
5/5～12(5/7・8の休館日除く)に電話か
FAXで下記問合せ先へ。各回先着10人。
同伴の保護者は2人まで。

会場 鯉城ホール

住所 中区栄一丁目23-13
伏見ライフプラザ5階

地下鉄「伏見駅」
6番出口より南へ350m

★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
★館内での飲食はご遠慮ください。
★時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。



問い合わせ



なごや人権啓発センター

ソレイユプラザなごや

☎052-684-7017 / FAX052-684-7018

E-mail a6847017@shiminken.city.nagoya.lg.jp
U R L http://www.jinken.city.nagoya.jp/

休館日：月曜日(休日の場合はその直後の平日) 開館時間：午前9時～午後5時

主催 名古屋市・名古屋市教育委員会・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

後援 名古屋市区政協力委員協議会・名古屋市民生委員児童委員連盟・名古屋市保健環境委員会・名古屋市立小中学校PTA協議会・
名古屋市地域女性団体連絡協議会・名古屋子ども会連合会・名古屋市老人クラブ連合会・名古屋市障害者団体連絡会(順不同)

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

